令和元年９月11日

郡市区等医師会　　御中

大阪府医師会

（公 印 省 略）

難病指定医・協力難病指定医資格更新の周知について

標記につきまして、大阪府地域保健課より別紙のとおり通知がありました。

標記資格の有効期限は5年と定められております。大阪府では平成26年12月1日に指定が開始されており、現在指定を受けている方の資格は令和元年12月1日以降順次失効します。引き続き、指定を受けられる場合は、有効期限内に更新の手続きが必要です。失効後に作成された臨床調査個人票は、無効となりますので、ご注意ください。

貴会におかれましても本件についてご了知いただき、会員医療機関へご周知をお願い申し上げます。

なお、大阪府所管の指定医で、令和元年11月30日から令和2年3月31日の間に期限を迎える方には、既に更新案内が送付されていることを申し添えます。

【大阪府難病指定医ホームページ】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/atarasiiiryouhizyose/shiteinanbyoushiteii.html>

【問い合わせ先】

・大阪府（大阪市・堺市を除く）内の医療機関に勤務している方

　大阪府地域保健課難病認定グループ　TEL:06-6941-0351（内線2518）

・大阪市内の医療機関に勤務している方

　大阪市保健所管理課保健事業グループ　TEL:06-6647-0923

・堺市内の医療機関に勤務している方

　堺市保健所保健医療課　TEL:072-228-8748

大阪府医師会地域医療１課（担当：奥平）TEL:06-6763-7012